

令和5年4月からの改正定年制度
実務者必携の逐条解説書！

令和5年1月下旬発行

公務員の定年制度詳解

一定年の段階的な引上げ

A5判・横組・約450頁 定価：6600円（本体6000円＋税）送料別 ISBN978-4-908252-38-9

本書は、令和5年4月からの国家公務員の定年制度の改正の内容、考え方、その運用について、分かりやすく逐条解説したものです。

第2章 管理監督職勤務上限年齢制

管理監督職勤務上限年齢制は、管理監督職の職員の新陳代謝を計画的に行うことにより組織の活力を維持し、公務能率の維持増進を図ることを目的として新設された。管理監督職勤務上限年齢制においては、(i)管理監督職の職員を年齢に到達後に非管理監督職等へ異動させること、(ii)管理監督職勤務する職員を異動期間の末日の翌日以後は管理監督職に任用できないこと、

第1 管理監督職勤務上限年齢による降任等

国公法

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第81条の2 任命権者は、管理監督職（一般職の職員の給与に関する法律第1項に規定する官職及びこれに準ずる官職として人事院規則で定める官職並職（これらの官職のうち、病院、療養所、診療所その他の国の部局又は機関の医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。）をいう。以下この目及び条の7において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この目及び条において同じ。）（第81条の5第1項に規定により延長された期間を含む。以下この項において「

(4) 管理監督職勤務上限年齢による降任等を行う必要のない。第1項ただし書では、「異動期間に、この法律の他の規定によりヨの官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第81条の7第1項の規定により管理監督職を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。」と規定しています。管理監督職勤務上限年齢制は、管理監督職から非管理監督職等への降任等をさせるものであり、異動期間に、国家公務員法の他の規定により非管理監督職等に異動をした場合や、管理監督職を占めたまま勤務延長する場合には、管理監督職勤務上限年齢による降任等を行う必要はないこととしています。

(参考) 管理監督職勤務上限年齢による降任等のイメージ



(一財) 公務人材開発協会 人事行政研究所 編集・発行

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地 TEL03-3239-8031

申込書

公務員の定年制度詳解

一定年の段階的な引上げ

定価：6600円（本体6000円＋税）ISBN978-4-908252-38-9

(一財) 公務人材開発協会 人事行政研究所 発行

部

お申込み・お問合せは、
全国の政府刊行物センター
全国の官報販売所
全国の書店

取扱店名

住所〒

貴社名

部署名

担当者名

電話

『公務員の定年制度详解 一定年の段階的な引上げ』 主要目次

第1編 国家公務員の定年制度の導入・改正の経緯

第2編 逐条解説

第1章 定年制

第1 定年による退職

定年退職日 定年の年齢 定年制の適用除外

第2 定年による退職の特例（勤務延長）

勤務延長の要件 勤務延長の期限

第3 その他

勤務延長や勤務延長の期限を延長等する場合の職員の同意
勤務延長職員の併任の制限等
定年に達している者の任用の制限

第4 定年の段階的な引上げ

定年の引上げの開始時期と段階的な引上げ
段階的な引上げ期間中の定年年齢等

第5 勤務延長職員に係る経過措置

旧国公法勤務延長職員の取扱い
定年引上げ年度における勤務延長職員の異動の制限

第2章 管理監督職勤務上限年齢制

第1 管理監督職勤務上限年齢による降任等

管理監督職勤務上限年齢による降任等
管理監督職勤務上限年齢による降任等を行うに当たって任命
権者が遵守すべき基準に関する事項

第2 管理監督職への任用制限

任用制限の対象 任用制限される期間
管理監督職への併任の制限及び解除

第3 管理監督職勤務上限年齢制の適用除外

第4 管理監督職への任用制限の特例（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職勤務上限年齢制の特例（特例任用））

異動期間の延長 給与の取扱い 行政執行法人の取扱い

第3章 定年前再任用短時間勤務制

第1 任用等

定年前再任用短時間勤務制の対象者
定年前再任用の方法等 任期

第2 勤務時間・休暇

勤務時間 休暇
非常勤職員の勤務時間・休暇に関する規定の適用除外

第3 給与

俸給月額 諸手当 給与法等の適用除外

第4 能率、懲戒、災害補償、育児休業

第5 退職手当、医療保険・年金保険、宿舍、定員

第4章 60歳を超える職員の給与

第1 60歳超職員に対する俸給月額の7割措置

俸給月額の7割措置 特定日 俸給月額の単位等
旧国公法において特例定年が適用されていた職員に相当する
職員の取扱い
育児短時間勤務職員等の取扱い 派遣職員等の取扱い

第2 俸給月額の7割措置を適用しない職員

旧国公法において特例定年が65歳とされていた職員に相当する職員
勤務延長型特例任用職員
65歳を超える特例定年が定められている職員
俸給月額の7割措置の適用を受けず引き続き勤務延長された職員

第3 管理監督職勤務上限年齢調整額

管理監督職勤務上限年齢調整額
措置の位置付け基本的な算出方法
管理監督職勤務上限年齢調整額の上限
管理監督職勤務上限年齢調整額の諸手当等における取扱い

第4 俸給月額の7割措置の「降給」としての位置付け等

俸給月額の7割措置を降給と位置付ける理由
処分説明書及び人事異動通知書の取扱い等

第5 60歳超職員の諸手当

7割水準となる手当額を規定している手当等
7割水準の俸給月額を基礎として手当額が算定される手当等
俸給月額の7割措置が適用されない職員と同額を支給する手当

第6 その他規則への委任

第5章 定年の段階的な引上げに伴う退職手当法の改正

基本額に係る特例
特定日以後の俸給月額を受ける者に係る基本額に係る特例
応募認定退職等による定年前早期退職者に対する基本額に係る特例

第6章 情報提供・意思確認制度

制度の新設理由 情報提供 勤務の意思の確認
60歳に達する年度の前年度に情報提供・意思確認ができない職員の取扱い
情報提供・意思確認制度に準じた措置

第7章 暫定再任用制度

暫定再任用職員の採用及び任期
旧国公法再任用職員の取扱い
短時間勤務の暫定再任用を可能とするための措置
引上げ後の定年に達していない者の暫定再任用を可能とする措置
暫定再任用職員に対する給与
退職手当 育児時間、勤務時間等

第8章 その他

第1 実施のための準備等

第2 検討

第3編 基本法令

国公法・規則・運用通知対照表
国公法等改正法附則・規則・運用通知対照表
給与法・規則・運用通知対照表